

宇部市開発公園整備事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自治会からの申請により実施する開発公園施設の整備のための事業（以下「公園整備事業」という。）を効果的かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公園 都市公園以外の公園で、公共の用に供しているものをいう。
- (2) 公園施設 公園内の植栽、花壇その他の修景施設、ベンチその他の休養施設及びぶらんこ、すべり台その他の遊戯施設をいう。
- (3) 整備工事 公園施設の改良工事をいう。（ただし、営利を目的とするもの又は個人的施設に類するものを除く。）

(公園整備事業の対象)

第3条 公園整備事業は、次の各号のいずれにも該当する公園の整備工事を対象とする。

- (1) 都市計画決定された以外の公園のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第39条及び第40条の規定により、市の管理及び帰属することとなった公園及びこれに準ずる公園であること。
- (2) 地元自治会が日常的な維持管理（草刈り、清掃等）を行う公園であること。

(整備工事の申請)

第4条 自治会長は、前条に規定する整備工事の実施を申請しようとするときは、開発公園整備工事申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、整備工事が、隣接の土地所有者その他利害関係人の同意を要するものであるときは、同意書（様式第2号）を添付しなければならない。

(整備工事の実施決定)

第5条 市長は、前条の申請書が提出された場合において、その内容を審査の上、相当と認めるときは、毎年度予算の範囲内で、整備工事の実施を決定し、当該申請書を提出した自治会長にその旨を通知するものとする。

(寄附金)

第6条 前条の規定により整備工事の決定を受けた自治会長（以下「申請者」という。）は、当該整備工事の着手前に、標準工事費の20%の寄附金を市に納入しなければならない。なお、標準工事費については、毎年度設計標準歩掛表により算定した額を基準とする。

2 前項の規定により納入された寄附金の還付は行わない。ただし、整備工事の内容に変更が生じたときは、この限りではない。

(整備工事の実施決定の取消し)

第7条 市長は、申請者がこの要綱に違反したときは、整備工事の実施の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(紛争の解決)

第8条 申請者は、整備工事の実施にあたり問題が生じたときは、これを解決するよう努めなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年 8月 17日から施行する。

この要綱は、平成14年 5月 17日から施行する。